明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（三）　三
○住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（四）　三
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（五）　五
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（六）　五
○地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律の施行期日を定める政令（七）　六
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（八）　六
○麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令（九）　六

〔府　令〕

○内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府二）　七

〔府令・省令〕

○不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・国土交通一）　七

〔省　令〕

○財務省定員規則の一部を改正する省令（財務一）　七
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（厚生労働二）　七
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（同三）　七
○環境省定員規則の一部を改正する省令（環境一）　八

〔規　則〕

○原子力規制委員会組織規則の一部を改正する規則（原子力規制委一）　八

〔告　示〕

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務五）　八
○特定基地局の開設に関する計画の認定を定める件（同六）　八
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（法務三三）　八
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同三四～三六）　九
○酒類の保存のための物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件（国税庁一）　九
○文部科学省所管の補助金等に関する事務を北海道教育委員会等が行うこととなった件（文部科学一）　一〇
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件（厚生労働四）　一〇
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産六九～七五）　一〇
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通二八）　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　特許庁　防衛省　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁
割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一四

裁判所
意思表示の公示送達、相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二九

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。